

1 調査名称：「新・駐車場整備計画」策定調査業務

2 調査主体：京都市

3 調査圏域：京都市内の駐車場整備地区及びその周辺

4 調査期間：平成20年度～平成21年度

5 調査概要：

京都市では、平成8年に京都市全域の駐車場政策のマスタープランとして、「京都市駐車施設整備に関する基本計画」（以下、「駐車施設基本計画」という。）を策定し、これまで、駐車需要に応じた駐車施設の整備を図ってきた。また、平成9年に自動車交通が著しくふくそうする駐車場整備地区（都心部及び京都駅周辺部）において、「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」（以下、「駐車場整備計画」という。）を策定し、これまで、公共による大規模駐車施設の整備や駐車場条例に基づく附置義務制度による整備により、公共・民間での駐車施設の整備を推進してきた。

しかしながら、クルマ社会の進展に伴い、市民生活のマイカーへの依存が高まり、都心部や観光地を中心に交通問題が発生するとともに、地球温暖化や景観などの問題が深刻になっている。また、平成22年1月に、本市の交通まちづくりのマスタープランとなる「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定したことにより、これまでのクルマを重視したまちと暮らしから、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしへの転換を目指している。このため、「歩いて楽しいまち」の実現を目指し、駐車施設基本計画及び駐車場整備計画を改定する。

これまでは、駐車需要を満たすよう駐車施設の整備を推進してきたが、今後は、「歩くまち・京都」総合交通戦略の基本理念に基づき、脱「クルマ中心」社会の実現を目指し、自動車利用の抑制に向けて、新たな駐車施設の整備を抑制し、既存駐車施設の有効活用を図る。

## I 調査概要

### 1 調査名：「新・駐車場整備計画」策定調査業務

### 2 報告書目次

#### 1 業務目的と業務内容

- (1) 業務目的
- (2) 業務内容
- (3) 本報告書の構成

#### 2 駐車実態調査の実施

- (1) 駐車施設利用実態調査
- (2) 路上駐車実態調査
- (3) アンケート調査

#### 3 駐車需給バランスの検証

- (1) 駐車供給量の算出
- (2) 駐車需要量の算出
- (3) 駐車需要バランスの検証
- (4) 小規模駐車場が他の用途に転用された場合の需給バランス
- (5) 附置義務を緩和した場合の需給バランスの検証
- (6) 附置義務の隔地制度の変更による駐車場の配置が変わった場合の需給バランスの検証

#### 4 駐車施設整備の基本方針の策定

- (1) 「駐車施設整備の基本方針」見直しの必要性
- (2) 駐車施設整備の基本方針

#### 5 京都市駐車施設基本計画の見直し

- (1) 駐車施設施策の内容
- (2) 地区別駐車施設整備

#### 6 駐車場整備計画の見直し

- (1) 路外駐車場の整備に関する基本方針
- (2) 路外駐車場の整備の目標年次及び目標量
- (3) 駐車場整備計画の推進に必要な施策
- (4) 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要

#### 7 附置義務条例の見直し

- (1) 現状・課題
- (2) 改正案の検討・作成

#### 8 自動二輪車対策

- (1) 自動二輪車駐車の現状と課題
- (2) 自動二輪車駐車対策の方針
- (3) 自動二輪車対策の方向性
- (4) 自動二輪車 附置義務化の検証

#### 9 パブリックコメントの実施

- (1) パブリックコメントの実施
- (2) パブリックコメント実施結果
- (3) 市民意見の各計画の素案への反映

#### 10 京都市駐車場整備連絡協議会の運営

## 3 調査体制

京都市駐車場整備連絡協議会 (会長：塚口 博司 立命館大学工学部教授)
--

## 4 委員会名簿等：

「京都市駐車場整備連絡協議会」 委員名簿

分野	所属・役職	委員氏名
学識経験者	立命館大学工学部教授	塚口 博司
	京都女子大学現代社会学部教授	槇村 久子
	京都大学大学院工学研究科准教授	山田 忠史
	岐阜大学工学部准教授	倉内 文孝
有識者	京都商店連盟 会長	早瀬 善男
	京都百貨店協会 事務局長	大橋 弘司
	(社) 京都府建築士会 常務理事	山田 敬子
駐車場関係団体	(財) 京都市都市整備公社 総務駐車場部長	奥村 哲也
	京都駐車協会 会長	青木 善男
	全京都駐車場協会 会長	島田 哲夫
市民公募委員	市民公募委員	芝原 直子
	市民公募委員	長谷川 吉典
	市民公募委員	松田 直子
関係行政機関	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 副所長	西海 俊幸
	京都府 建設交通部 道路建設課長	中川 茂男
	京都府警察本部 交通部 交通規制課長	川村 猛
	京都府警察本部 交通部 駐車対策課長	猪本 英雄
京都市関係課	都市計画局 歩くまち京都推進室長	佐伯 康介
	都市計画局 歩くまち京都推進室担当部長	木村 裕
	産業観光局 商工部 商業振興課長	高見 孝幸
	都市計画局 都市企画部 都市計画課長	岩井 英人
	都市計画局 建築指導部 建築審査課長	溝上 省二
	建設局建設企画部 建設企画課長	大嶋 政夫
	建設局 土木管理部 道路河川管理課技術調整担当課長	濱田 滋
	建設局 土木管理部 自転車政策課長	川越 順二

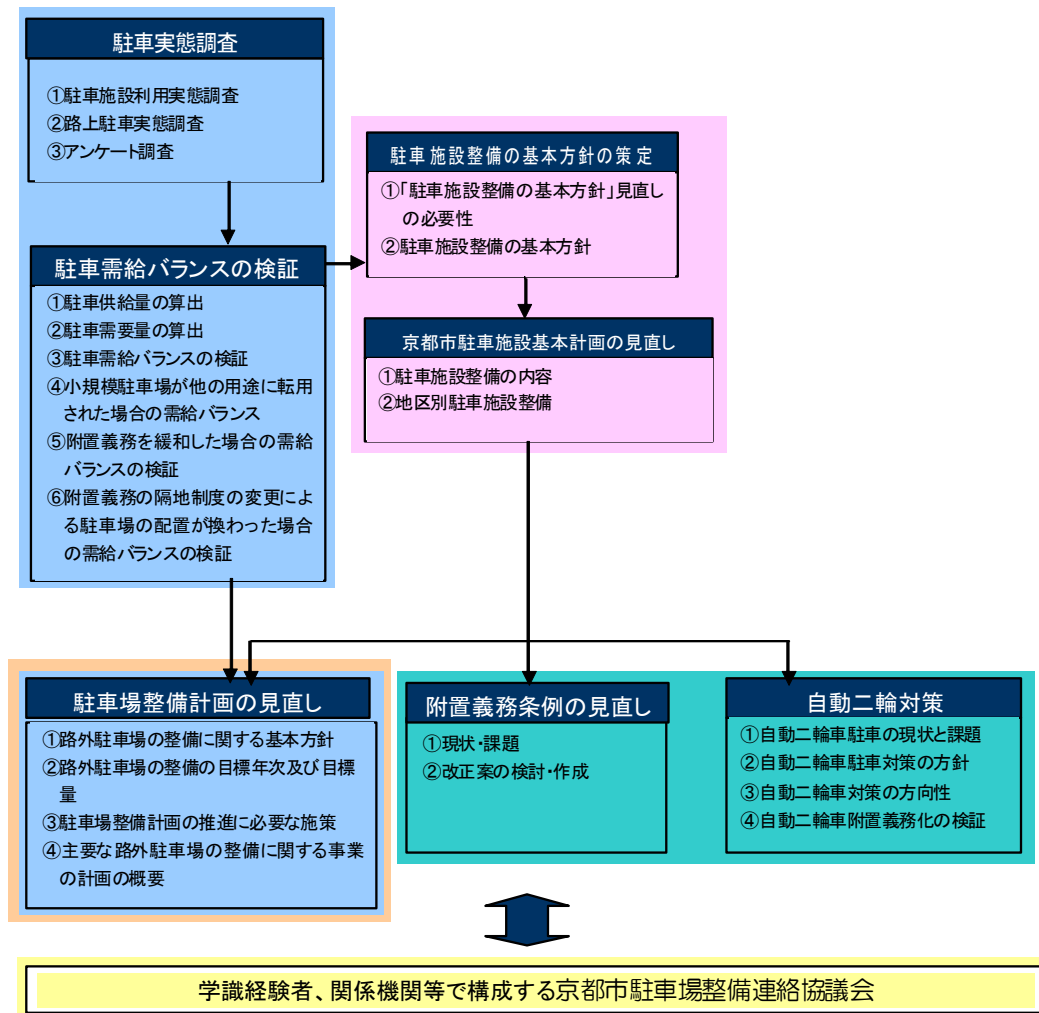
## II 調査成果

### 1 調査目的

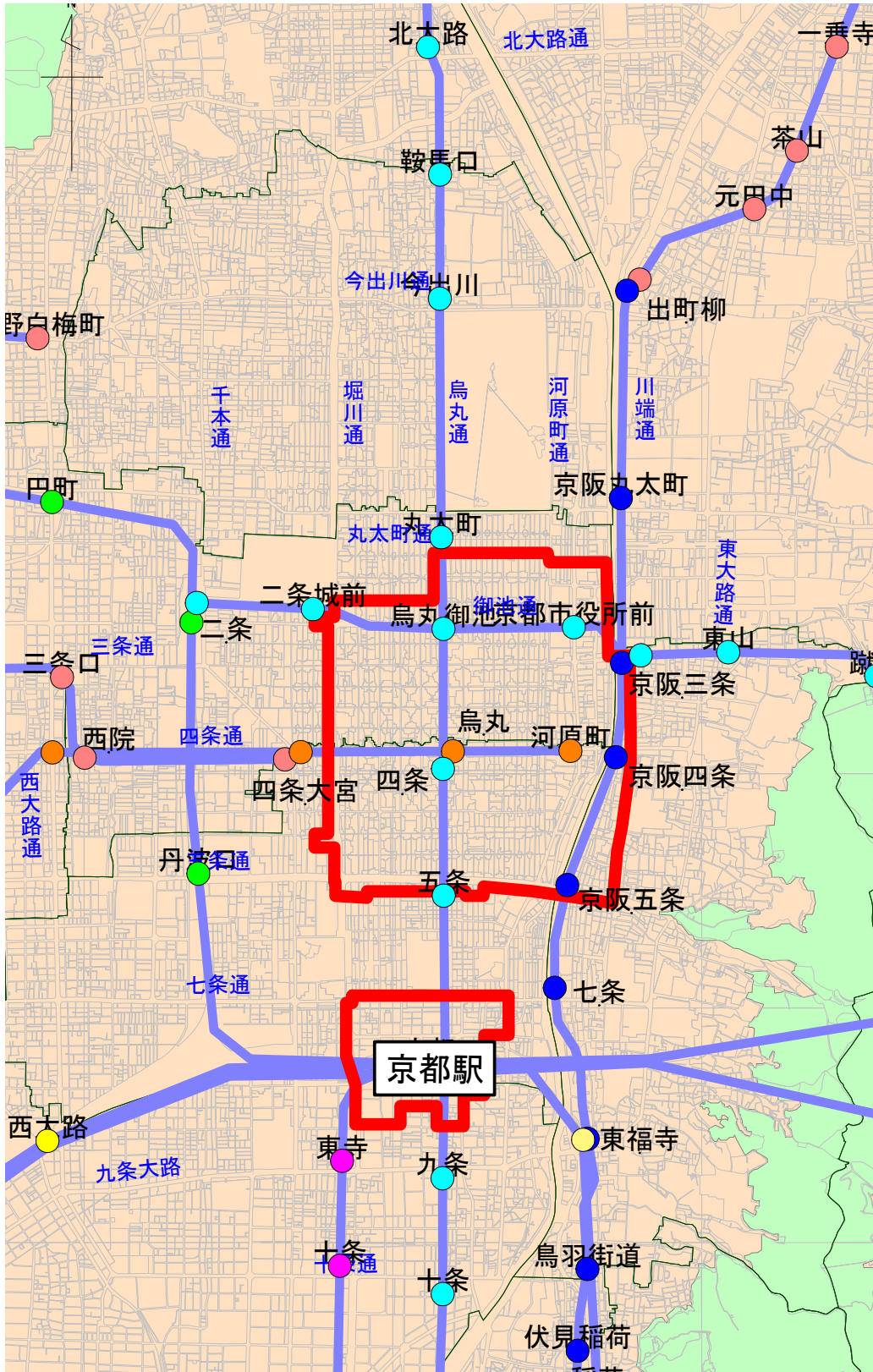
京都市では、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」こと中心へと転換し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進するため、「歩くまち・京都」総合交通戦略を平成22年1月に策定した。

この理念に基づき、脱「クルマ中心」社会の実現に向け、これまでの自動車駐車需要に供給を合わせていた駐車施設に係る計画を、自動車利用抑制の観点に立った計画へと見直すため、駐車施設基本計画及び駐車場整備計画の改定を行う。

### 2 調査フロー



3 調査圏域図



## 4 調査成果

# <京都市駐車施設に関する基本計画の概要>

## 1 駐車施設基本計画の見直しの背景

京都市では、これまでのクルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしに力強く転換していくことを目指し、「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定し、「既存公共交通」、「まちづくり」、「ライフスタイル」を3つの柱とした取組を進めている。

また、京都市は京都議定書誕生の地であり、さらに平成21年1月に環境モデル都市に選定されており、京都市環境モデル都市行動計画で目標としている二酸化炭素排出量の削減（1990年比で、2030年までに40%削減、2050年までに60%削減）の実現に向けて、自動車利用の抑制をはじめとした施策に取り組んでいる。

駐車施設については、自動二輪車や荷捌き車両、観光バス等の対策に課題があるが、駐車需要の大きな都心部においても、駐車施設が大きく不足している状況は見られない。

こうした駐車施設を取り巻く社会情勢の変化のもと、駐車需要の抑制と既存の駐車施設の有効活用などの新たな視点に立って、駐車施設の基本計画の見直しを行う。

### (1) 「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定

京都市では、公共交通優先の「歩いて楽しいまち」を実現するため、「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定している。

### (2) 環境モデル都市としての取組

地球温暖化に大きく影響を及ぼしている自動車利用を抑制する。

### (3) 市内の駐車施設の現況

#### ア 駐車施設の需給バランスの変化

駐車需要の大きな都心部においても、駐車施設の供給は需要を上回っている。

#### イ 自動二輪車・荷捌き車両・観光バス対策の必要性

都心部においては、駐車施設の供給が需要を上回っているにもかかわらず、自動二輪車や荷捌き車両、観光バス等の対策の必要性が依然としてある。このため、駐車施設配置の見直しや効果的な情報提供により、既存駐車施設を有効に活用する対策が必要である。

#### ウ 一律の算定基準が適用される附置義務制度

附置義務制度については、建築物の用途で一律の算定基準が適用され、まちづくりの方針と無関係に駐車施設が整備されている。

## 2 駐車施設基本計画の方針

### (1) 駐車施設基本計画の基本的な考え方

#### ア 「歩くまち・京都」総合交通戦略の基本理念

クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしに力強く転換し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」の推進を通じて、まちの賑わいを生み出す都市であり続ける。

#### イ 駐車施設基本計画の基本方針

必要な駐車需要等を踏まえた駐車施設の有効活用と将来の適切な配置を促すことにより、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしを実現する。

京都市では、「歩くまち・京都」総合交通戦略の基本理念に基づいて、「歩くまち・京都」を実現していくこととしている。総合交通戦略では、基本理念の基に以下の3つの取組とその相乗効果によって、「歩くまち・京都」を実現する。

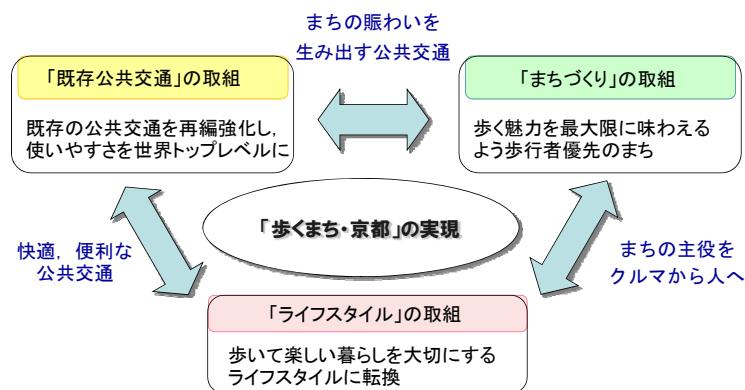


図 「歩くまち・京都」総合交通戦略における3つの柱の相乗効果

また、「歩くまち・京都」総合交通戦略では、以下に示す駐車施設施策の方向性を示しており、必要な駐車需要等を踏まえながら、都市の装置としての駐車施設を有効に活用し、将来的に適切な配置を促すことにより、「歩いて楽しいまち」を実現するものとしている。

#### ＜「歩くまち・京都」総合交通戦略における駐車施設施策の方向性＞

駐車場は都市の装置の一つとして、重要な施設であり、必要な駐車需要等を踏まえた有効活用と、将来の適切な配置を促すものとします。

都心において、必要以上の駐車場の整備を抑制することや、空間の占有に対して適切なコスト負担を求める施策は、自動車交通の流入を抑制する効果があり、公共交通優先の「歩いて楽しいまち」を創出するため、公的施設や大型商業施設の駐車場も含め、京都にふさわしい駐車場施策を構築します。

駐車施設基本計画においては、この施策の方向性を踏襲し、「歩くまち・京都」総合交通戦略の3つの柱の取組に寄与するよう、自動車利用を抑制しながら、駐車施設の運用や整備により、駐車施設の配置誘導と「歩いて楽しいまち」の実現を図っていくことが重要である。

駐車施設の運用・整備が、歩く魅力を最大限に味わえるような歩行者優先のまちの実現に寄与するためには、駐車施設の機能を有効に活用し、空間の占有に対して適切なコスト負担や必要以上の駐車場整備の抑制等により、自動車交通の流入を抑制することが重要である。

さらに、駐車施設がその配置や運用によって快適な歩行を脅かす路上駐車やうろつき交通を排除する機能を有していることにも十分留意し、安心・安全で快適な歩行空間を確保する駐車施設施策に取り組むことが必要である。

また、既存の公共交通を再編強化し、使いやすさを世界トップレベルにし、自動車利用者の公共交通への転換を促すためにも、駐車施設の適切な整備が必要である。

そして、歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルに転換していくためには、かしこいクルマの使い方を考えるとともに、荷捌き、高齢者や障害のある方、交通不便地域の活動を支える必要な自動車交通について配慮していくことが重要である。そのため、快適な歩行者空間の創出や公共交通利用の促進に留意しながら、必要な都市活動を支えることが駐車施設整備においても必要である。

このため、駐車需要を抑制したうえで、「必要な駐車需要等を踏まえた駐車施設の有効活用と将来の適切な配置を促すことにより、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしを実現する」ことを、駐車施設基本計画の基本方針とする。

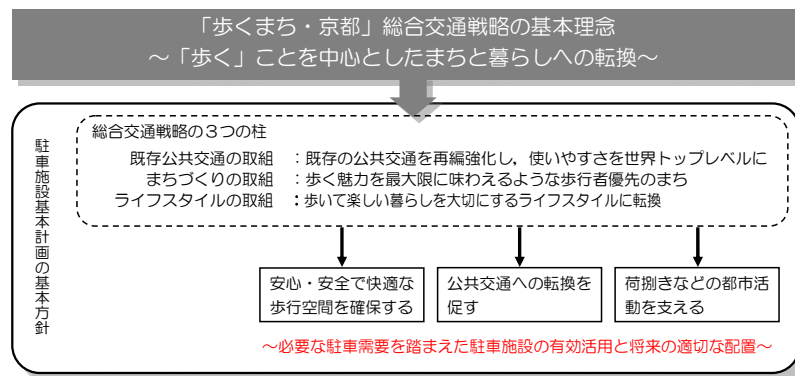


図 駐車施設基本計画の基本的な考え方の概念図

## (2) 駐車施設基本計画の対応方針

駐車施設施策が安心・安全で快適な歩行空間の確保やまちの賑わい創出に寄与するため、必要な駐車需要に配慮しながら、自動車利用の制限を含めた様々な抑制策等に繋がる駐車施設の抑制と既存の駐車施設の有効活用を行う。

整備、配置、状況把握等の駐車施設に関わる施策は、駐車施設問題に対し個別に対応するのではなく、継続的に計画・検証・見直しを行いながら、施策全体をマネジメントすることによって、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしへの転換を促す。

駐車施設基本計画では、前述の基本的な考え方にに基づき、駐車施設施策が安心・安全で快適な歩行空間の確保やまちの賑わい創出に寄与するため、自動車利用の制限を含めた様々な抑制等に繋がるよう、整備、配置の観点からも新たな駐車施設の整備の抑制を行う。

また、都市にとって必要な駐車需要（自動二輪車駐車施設や荷捌き駐車施設等）がある場合は、まず、既存駐車施設の有効活用により確保する。

さらに、駐車需要の抑制、既存駐車施設の有効活用を図ったうえで、必要な駐車施設の確保や配置誘導を行う。

整備、配置、状況把握等の駐車施設に関わる施策は、駐車施設問題に対し個別に対応するのではなく、継続的に計画・検証・見直しを行いながら、施策全体をマネジメントすることによって、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしへの転換を促す。



## ア 新たな駐車施設の整備を抑制し、自動車利用の抑制を図る施策

都心部等の交通が集中する地区への交通手段としては、自動車利用はふさわしくないため、公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指し、新たな駐車施設の整備を抑制するための施策を実施し、自動車利用の抑制を図る。

## イ 既存の駐車施設を有効に活用する施策

駐車施設の改善や駐車場案内システムの高度化等により、既存駐車施設を有効活用するとともに、その適用事例について広く周知し、有効活用施策を促進する。

## ウ 自動車利用（駐車需要）の抑制や既存駐車施設の有効活用を図ったうえで必要となる自動二輪車等の駐車施設を確保する施策

自動車利用（駐車需要）の抑制や既存駐車施設の有効活用を図ったうえで必要となる駐車施設を確保する。自動二輪車等についても、交通の集中する地区においては、駐車需要の抑制等を図ったうえで、必要となる駐車施設については確保する。

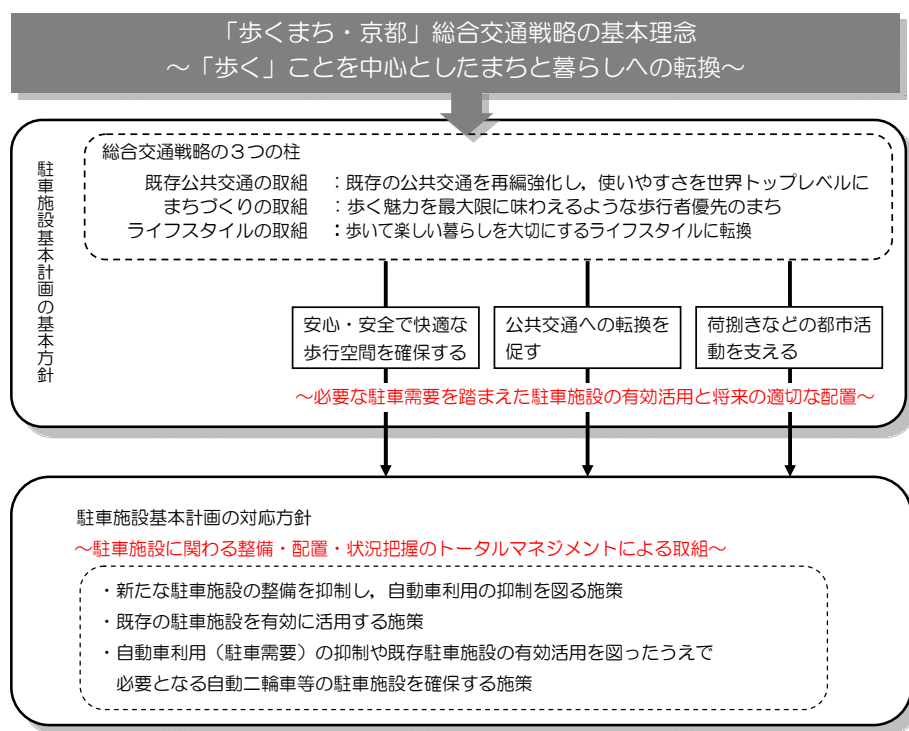


図 駐車施設基本計画の基本的な考え方と対応方針の関係

## 3 駐車施設施策の内容

「歩く」ことを中心としたまちと暮らしへの転換を図るために、新たな駐車施設の整備を抑制し、自動車利用の抑制を図る、既存の駐車施設を有効に活用する、自動車利用（駐車需要）の抑制や既存駐車施設の有効活用を図ったうえで必要となる自動二輪車等の駐車施設を確保する、それぞれの観点から駐車施設施策に対応する。

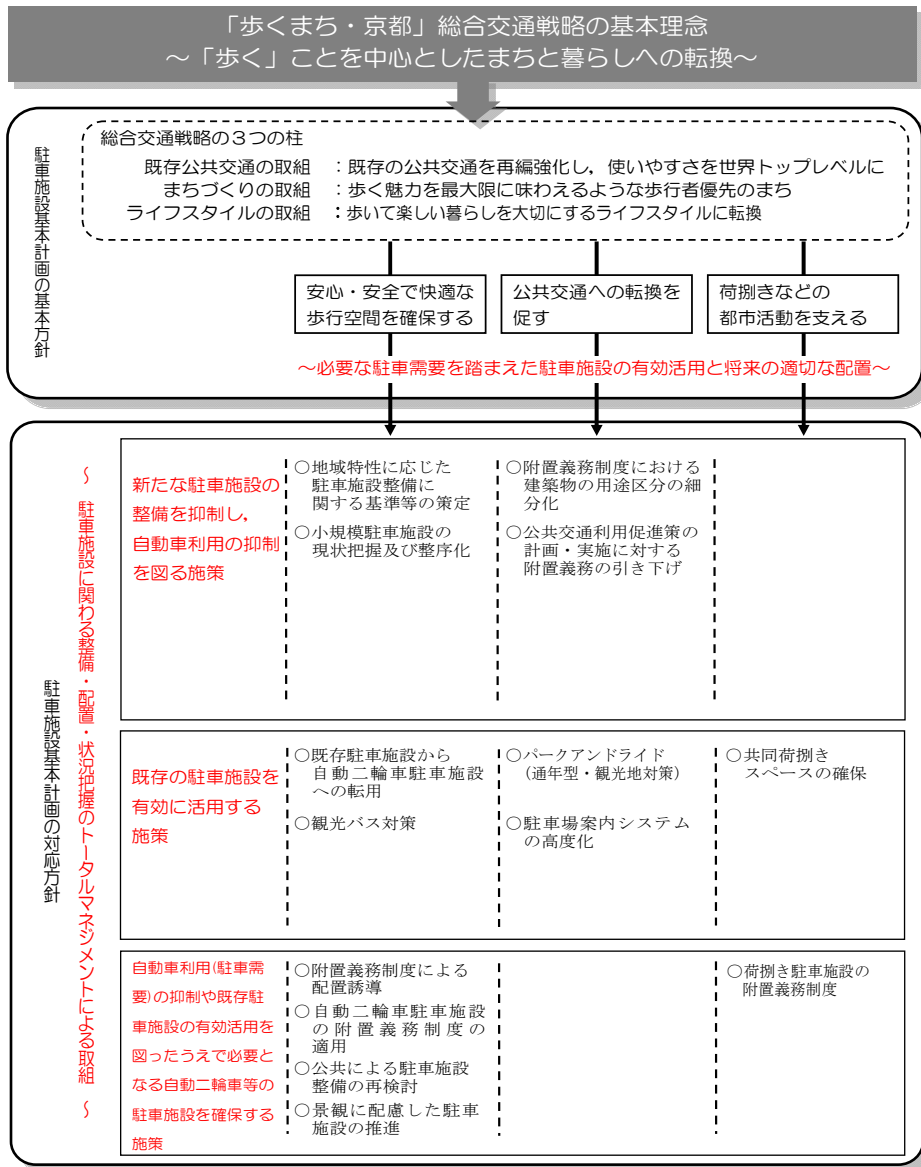


図 駐車施設基本計画の基本的な考え方と駐車施設施策の関係

(1) 新たな駐車施設の整備を抑制し、自動車利用の抑制を図る施策

ア 附置義務制度における建築物の用途区分の細分化

附置義務制度によって、今後も、駐車需要の原因者が駐車施設を整備する。ただし、建築物の立地条件や用途、周辺の交通状況、まちづくりの方針に対応させるため、附置義務制度における「建築物の用途区分の細分化」を推進する。

イ 公共交通利用促進策の計画・実施に対する附置義務の引き下げ

「歩いて楽しいまち」の実現を目指すまちづくりの方針や立地条件を考慮したうえで、公共交通利用促進策の計画・実施に対し、附置義務の引き下げを図る。

ウ 地域特性に応じた駐車施設整備に関する基準等の策定

交通手段の分担状況やまちづくりの方向性などを踏まえた地域特性に柔軟に対応するため、地域特性に応じた駐車施設整備に関する基準や仕組みの策定を検討する。

## エ 小規模駐車施設の現状把握及び整序化

駐車施設の整備状況を把握し、現状に即した取組を迅速に実施できるよう、小規模駐車施設の現状を把握するとともに、地域全体の需給バランスの調整や駐車施設の配置誘導等の整序化を促すシステムの構築を図る。

## (2) 既存の駐車施設を有効に活用する施策

### ア 既存駐車施設から自動二輪車駐車施設への転用

自動二輪車の駐車需要の抑制を図ったうえで、必要となる駐車施設を確保するため、既存駐車施設を有効活用し、自動二輪車駐車施設への転用を図る。

## イ パークアンドライド

### (ア) 通年型パークアンドライド

都心部に流入する自動車の抑制を図るため、パークアンドライドの通年実施を推進する。また、利便性向上を目指し、新たな駐車施設の確保や運営方法の改善等を図る。

### (イ) 観光地対策パークアンドライド

観光地周辺の交通渋滞解消のため、パークアンドライドの更なる利用促進により自動車流入の抑制を図る。

## ウ 観光バス対策

観光バスについては、予約システムの拡充や観光バスの駐車スペースの確保等を図ることにより、適切に誘導する。

## エ 駐車場案内システムの高度化

駐車施設を効率的に利用できるよう、利用者にとって使いやすい駐車場案内システムの高度化を推進する。情報提供の媒体として、インターネットやカーナビゲーションを想定しながら、公共・民間の駐車施設の情報が提供できるシステムの構築を図る。

## オ 共同荷捌きスペースの確保

荷捌き車両の路上駐車に対応するため、既存の駐車施設の有効活用や共同荷捌きスペースの確保などにより、荷捌きの実態に応じた荷捌き車両対策を検討する。

## (3) 自動車利用(駐車需要)の抑制や既存駐車施設の有効活用を図ったうえで必要となる自動二輪車等の駐車施設を確保する施策

### ア 附置義務制度による配置誘導

附置義務制度における隔地制度の緩和を図ることで、確保される駐車場の選択肢を増やし、自動車流入を抑制する地区からその周辺へ、駐車施設の適正な配置誘導を促す。

## イ 自動二輪車駐車施設の附置義務制度の適用

自動二輪車の駐車需要の抑制を図ったうえで、必要となる駐車施設を確保するため、自動二輪車の駐車施設の附置義務制度の適用を図る。

#### ウ 公共による駐車施設整備の再検討

必要な駐車施設が、既存の駐車施設の有効活用や附置義務制度の適用を図っても不足する場合は、公共の駐車施設の整備を検討する。また、構想はあるが未着手の公共の駐車施設については、改めてその必要性を再検討する。

#### エ 景観に配慮した駐車施設の推進

歩行者を優先するまちづくりにおいて、まちなかの景観にも配慮するため、駐車施設の緑化や、駐車施設の優良デザインの普及を図り、京都らしいデザインの駐車施設を創出する。

#### オ 荷捌き駐車施設の附置義務制度

荷捌き車両の路上駐車によって安全性、快適性が損なわれる道路については、荷捌き駐車施設の附置義務制度の適用を検討する。

### 4 地区別対策

以上で挙げた各施策を地区別に当てはめ、その適用の方向性を示す。

#### (1) 駐車場整備地区・歴史的都心地区

##### ア 駐車場整備地区の設定

現状の駐車状況及びまちづくりの観点から、駐車場整備地区は変更しない。

##### イ 歴史的都心地区の位置づけ

駐車場整備地区のうち、歴史的都心地区は安心・安全で快適な歩行空間の確保やまちの賑わい創出のため、特に自動車流入を抑制する地域であり、適切な駐車施設の確保・配置が必要である。

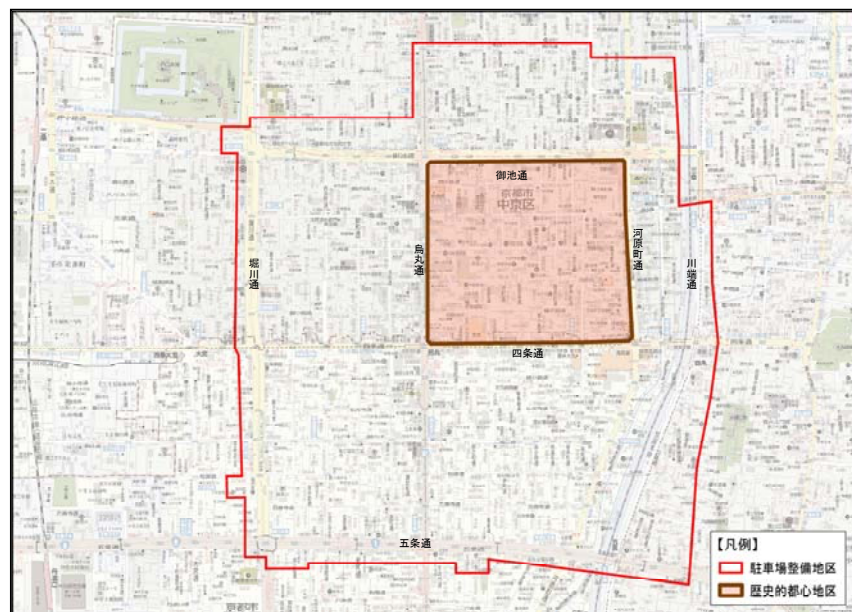


図 駐車場整備地区と歴史的都心地区

## ウ 駐車場整備地区・歴史的都心地区での駐車施設施策の方向性

- ①適切に駐車施設を確保するため、必要以上の駐車施設を整備しない施策とする。
- ②路上駐車対策として、「自動二輪車対策」、「荷捌き車両対策」を検討する。
- ③新規駐車施設の整備を抑制しながら、必要な駐車施設を確保するため、駐車施設を効率的に利用する。
- ④現状を踏まえながら既往計画を再検討するとともに、駐車施設については、まちなかの景観にも配慮する。
- ⑤歴史的都心地区では、安心・安全で快適な歩行空間の確保やまちの賑わい創出のため、歴史的都心地区から周辺へ駐車施設を配置誘導し、自動車流入を抑制する。
- ⑥特に公共交通の利便性の高い歴史的都心地区及び京都駅をはじめとした鉄道駅の周辺においては、駐車施設施策においても、公共交通の利用促進に配慮する。

## (2) 観光地

### ア 観光地の交通の考え方

観光地では、自動車利用による来訪を抑制し、公共交通の利用促進を図る。

### イ 駐車施設施策の方向性

- ①「観光地対策パークアンドライド」の推進によって、観光地周辺での自動車利用の抑制を図る。また観光バスは、予約システムの拡充や駐車スペースの確保等を図ることにより、適切に誘導する。
- ②「駐車場案内システムの高度化」により、自動車を適切に誘導することで、観光地周辺での自動車利用の抑制を図る。

## (3) 周辺部の交通結節点

### ア 交通結節点における交通の考え方

周辺部の交通結節点における駐車施設の確保を推進し、公共交通への乗り換えを促すことで、都心部への自動車流入の抑制を図る。

### イ 駐車施設施策の方向性

- ①「通年型パークアンドライド」によって、都心部への自動車流入の抑制を図る。
- ②「駐車場案内システムの高度化」により、周辺部の交通結節点の駐車施設へ適切な誘導を行うとともに、公共交通の利用への転換を促し、都心部への自動車流入の抑制を図る。

## (4) その他の地域

### ア 附置義務制度における建築物の用途区分の細分化

「附置義務制度における建築物の用途区分の細分化」を推進し、建築物の用途に見合った、必要量の整備を図る。

### イ 車庫法による確保

自動車保有者については、車庫の確保を徹底する。

# ＜京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画の概要＞

## 1 路外駐車場の整備に関する基本方針

### (1) 駐車場整備地区における駐車問題の現況

駐車場整備地区の駐車容量は、平日、休日のどちらにおいても、ピーク時間の駐車需要に対して充足している。

### (2) 基本方針

駐車場整備地区では、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしの実現を目指し、駐車需要の抑制を図ったうえで、なお必要となる市民生活を支える物流などのための駐車場や、市街地への流入を抑制する駐車場を、必要な場所に確保する。

そのため、既存の駐車場の有効活用や配置等の駐車施設に関する施策について、個別に対応するのではなく、継続的に計画・検証・見直しを行いながら、施策全体のマネジメントを推進する。

## 2 路外駐車場の整備の目標年次及び目標量

### (1) 目標年次

目標年次は、平成 32 年（2020 年）とする。

### (2) 目標量

将来においても駐車需要が大幅に増加することは見込まれないが、歩いて楽しいまちにふさわしい駐車場の整備、配置を実現するため、公共交通の利用促進策等と連携しながら、駐車需要の抑制を図ったうえで、なお必要な量の駐車場を、必要な場所に確保し、駐車場整備地区全体として、適切な駐車容量を確保していくものとする。

## 3 駐車場整備計画の推進に必要な施策

駐車場整備計画を推進するための施策については、駐車施設基本計画の基本方針に基づき、「自動車利用の抑制を図る駐車場施策」、「既存の駐車場を有効に活用する施策」、「自動車利用（駐車需要）の抑制や既存駐車場の有効活用を図ったうえで必要となる自動二輪車等の駐車場を確保する施策」に分類して、推進していくこととする。

### (1) 自動車利用の抑制を図る駐車場施策

建築物の用途、立地条件、公共交通の利用促進を考慮し、駐車需要の実態に見合った駐車容量を確保する附置義務の見直しや、地域特性に応じた駐車施設整備に関する基準等の策定を検討する。

### (2) 既存の駐車場を有効に活用する施策

既存の駐車場については、駐車施設の改善や駐車場案内システムの高度化により、有効活用を図る。

### (3) 自動車利用（駐車需要）の抑制や既存駐車場の有効活用を図ったうえで必要となる自動二輪車等の駐車場を確保する施策

自動車利用（駐車需要）の抑制や既存駐車場の有効活用を図ったうえで必要となる駐車施設を確保する。自動二輪車等についても、交通の集中する地区においては、駐車需要の抑制等を図ったうえで、必要となる駐車施設については確保し、適切な配置誘導を促す。

#### 4 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要

駐車場整備地区においては、駐車需要に対して駐車容量が充足しているため、主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画については、必要性を再検討する。

